2）競争参加資格確認申請書（二次審査）（以下「二次審査申請書」という）及び二次審査資料　3⑴により一次選抜された者は、平成30年９月14日から平成30年10月２日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年９月14日から平成30年10月２日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記⑴へ持参すること。詳細は入札説明書による。

⑷　歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法　二次審査を経て競争参加資格を有すると認められた者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成30年10月26日から平成30年12月５日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、競争参加資格を有する者の連絡先が分かるものを同封すること。交付期間は、平成30年10月26日から平成30年12月５日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成30年10月29日から平成30年12月５日まで　〒330－9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048－601－3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成30年12月５日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成30年12月５日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成30年12月５日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成30年12月７日10時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効

①　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、一次審査及び二次審査申請書又は一次審査及び二次審査資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

②　一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の者による入札は無効とする。

③　二次審査を経て競争参加資格がないとされた者による入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記４⑴①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料の差し替えは認められない。

⑺　本工事に係る二次審査申請書及び二次審査資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案による入札を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により一次審査申請書及び一次審査資料並びに二次審査申請書及び二次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。